

令和3年第9回教育委員会会議

令和3年7月14日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和3年第9回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○杉本教育総務課長 本日の欠席者はありません。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はお見えですか。

○疋田教育総務課主事 傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○葛西教育長 それでは、さきにお渡ししております令和3年第5回から第8回までの会議録について何かございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として鈴木委員と数馬委員とでお願いしたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 御異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

(1) 議案

議案第22号 専決処分の報告及び承認について（四日市市文化財保護審議会臨時委員

の委嘱について)

議案第23号 専決処分の報告及び承認について（四日市市文化財保護審議会委員の解
嘱について）

○葛西教育長 これより議事に入ります。

議案第22号及び議案第23号は、いずれも四日市市文化財保護審議会委員に関する専決処分の報告及び承認についての議案ですので、一括して説明をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課、伊藤でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日の定例会の議案全て、私ども社会教育・文化財課の文化財保護審議会の委員の委嘱、
解嘱に関することでございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いをいたします。

まず、議案第22号、23号につきましては、教育長の専決による処分をさせていただ
いたものでございますので、定例会に報告をさせていただいて承認いただきたいというも
のでございます。

4ページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず、議案第22号といたしまして、文化財保護審議会の臨時委員、こちらの文化財保
護審議会運営規則で特別の事項の調査で臨時委員を設けることができるというふうになっ
ておりますので、臨時委員として、4ページの下にありますように福井款彦氏を先述のよ
うに委嘱をさせていただいたものでございます。

任期は、令和3年6月1日から来年3月31日までということでございます。

この専決処分を行った理由といたしましては、5ページを御覧いただきますようお願い
いたします。

8月16日に四日市市文化財保護審議会を開催させていただく予定なんです、このと
きには、山田町にあります安性寺の所有されるやり「備州長船法光」の文化財指定につい
て答申をいただく予定でございます。そこで、臨時委員として、刀剣の専門家である福井
款彦氏に調査を依頼させていただきたいということでございます。

調査、それから、報告してまとめていただく必要がありますので、おおむね2か月程度
というふうに見込んでおりました。そして、実を申しますと、民間の方として委嘱させて
いただくに当たり、ちょっと時間を要したということもございまして、今回の定例会の委
嘱を待っていては調査が完了しないということで、教育長によります専決処分というこ
とを行わせていただきました。

6 ページを御覧いただきますと、福井款彦氏が下から 2 行目のところにございます。刀剣の専門家と申しましたが、日本美術刀剣保存協会三重県支部の副支部長とか、三重県の銃砲刀剣類登録審査会の審査委員等をしていただいているということで、安性寺のやりについても御見識を持っていただいているというところでございます。

引き続き、議案第 2 3 号の専決処分について御説明を申し上げます。

こちらは、長年、文化財保護審議会委員として御活躍いただきました武田明正委員が、このたび、残念ながら病気になられまして、委員としての職務を果たせないということ、御本人からのお申出を頂戴いたしました。9 ページにもございますように、そういったことから御本人の御希望を尊重いたしまして、速やかに解嘱手続を行わせていただいたものございます。こうしたことから専決処分を行わせていただきました。

10 ページは、武田委員が、上から 2 行目のところにございます、三重大学の名誉教授ということで、昭和 63 年度から私どもの文化財保護審議会の天然記念物の御専門ということで大変御指導いただいたんですけれども、残念ながら、今回、解嘱させていただくという運びにさせていただきました。

以上、議案第 2 2 号、第 2 3 号について御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○葛西教育長 今説明いただきましたように、議案第 2 2 号は、四日市市文化財保護審議会、これが 8 月 16 日に開催される。それまでに「備州長船法光」、刀剣ですけれども、この文化財指定についてしっかり調べていただく必要があるということで、この以前に福井款彦氏を委員として委嘱したという専決処分。それから、議案第 2 3 号は、今までお世話になった武田先生が体調が優れないということで解嘱という、そういう 2 つの議案ございます。

何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、御異議はないようですので、議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号は、原案のとおり承認いたします。

<議案第 2 2 号について原案のとおり承認>

議案第 2 4 号 四日市市文化財保護審議会委員の委嘱について

○葛西教育長 続いて、議案第24号、四日市市文化財保護審議会委員の委嘱についての説明をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 続きまして、社会教育・文化財課、伊藤でございます。

11ページを御覧いただきますようお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほど武田委員が解嘱されたということでございますので、天然記念物を専門とされる後任の先生として平山大輔先生を委嘱したいということで提出させていただくものでございます。

12ページを御覧いただきますと、上から2行目のところに、平山大輔先生、そして、三重大学教授というふうにかかせていただいております。平山先生のことをちょっと御紹介申し上げますと、生物が御専門の先生でいらっしゃいます。三重大学教育学部の教授、今まで准教授だったんですけれども、この4月から教授になりました。学生に対して熱心に御指導もしていただいていますし、また、子どもが理科を好きになるようにということで、県であったり、津市であったり、そういったところでも子どもに対しての御指導もかもしていただいていると聞いております。また、生物だけでなく、森林にもお詳しくいらっしゃいますし、また、県の環境アセスメントの委員にもなっております。そういった方でございますので、私どもの御池沼沢であったりとか、アイナシ・イヌナシであったりとか、国指定の天然記念物を持っておりますけれども、そういったことの御指導はもちろんのこと、環境に関しての御指導もしていただけるかなというところ。そして、これから御池の活用ということもしていかなきゃいけませんけれども、そういったときに、子どもさんへどういうふうアプローチしていったらいいかとかいったこともいろいろお教えいただけるんじゃないかということで、大変期待をしているところでございます。

こういった平山先生は、武田先生の後任ということでございますので一応任期は来年3月31日までということになるんですけれども、今後とも引き続きずっと四日市の文化財保護審議会に御指導賜りたいなと思っております。

説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○葛西教育長 今、説明のとおりでございます。何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、異議はないようですので、議案第24号は原案のとおり承認いたします。

<議案第24号について原案のとおり承認>

○葛西教育長 社会教育・文化財課にとりましては、現在、四郷郷土資料館のリニューアルに取り組んでいただいています。これがしっかりできれば、次はいよいよ御池沼沢。これをどう活用していくのかというのが一番大きなテーマになってくるかなと思います。この御池沼沢につきましては、まだまだ市民の皆さんにこれを楽しんでいただくところまで環境がなされていませんから、こここのところは、やはり、そういう視点でも先生に御指導いただいて、市民の方に四日市にこんなすばらしい、国の指定をされるような植物もあるんだという学習の場に、あるいは楽しんでいただく場にもぜひしていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(2) 報告

1 令和3年6月定例会議の報告について

○葛西教育長 それでは、続いて、報告事項、令和3年6月定例会議の報告について説明をお願いします。

○松岡副教育長 それでは、資料のページをめくっていただきまして、本会議の審議内容、一般質問から御報告をさせていただきます。

この6月定例会議は、9人の議員から11の質問を頂戴いたしました。3ページから順次御説明させていただきます。

まず、小林議員から、ヤングケアラー支援対策についてということで、ヤングケアラーの実態把握をどのようにしているかということで御質問を頂戴いたしました。このことについては、以前から、ヤングケアラーと思われる児童生徒を把握した場合は、教育委員会が報告を受けて関係機関と連携を図ってきており、このことを教育相談担当教員にも受講するようなことで広く深めていきまして、児童生徒の実態を把握して、早期発見や早期支援に努めて、スクールソーシャルワーカーを要として関係機関との連携を深めていきたいということで御答弁申し上げました。

それから、次に、荻須議員から、小学校の水泳授業についてということで御質問を頂戴しました。ここでは、コロナ対策を施した水泳授業、どのような対策を講じているのか、ハード面の対策。それから、民間委託を進めていくことについての見解はどうかということで御質問を頂戴していきまして、答弁は、児童生徒の健康と安全を第一に考えた感染防止

対策であるとか、ハード面では、水泳指導安全の手引で更衣室の利用の留意点、あるいは設置の仕方を写真を入れながら示したということで、きめ細かなソフト面での対策を実施してきています。それから、今後の水泳指導につきましては、専門家も交えながら研究を進めていきたいということでお示しをしております。

それから、3つ目が、中村久雄議員から、まずは多文化共生についてということで、本市の日本語支援体制の現状はどうかということで質問をいただいております。これについては、西笹中校区と中部中校区を拠点校にしておりますして活動しているということと、拠点校以外にも適応指導員を派遣しているということでございます。

それから、初期適応指導教室「いずみ」でございます。議員から、特別支援学級への入級の可否について、言語面だけで判断しているんじゃないかということでもありますので、そうではなくて、行動観察などをしておりまして、日本語ができないことを理由に入級を判断していることではないということをお知らせしております。それから、JSLカリキュラムに基づいた授業づくりを専門家の指導の下、行っているところで御答弁を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

同じく中村久雄議員から、次は熱中症対策と感染症対策ということで、まず最初に出てまいりますのが、栃木県のある中学校長さんが唱えていましたノーマスク指導ということで、マスクをつけないということを提唱する校長先生がいらっしゃった。このことについては、本市においては文科省のマニュアルに基づく対策を行っているということで、マスク着用を原則として学校教育活動を行うということで学校へ指示をしております。

次に、猛暑日での換気についてということでございますが、こういった状況の場合でありますと、常時換気をする一方で、空調利用により空調の温度設定を25度にするということで、十分な換気と効率的な空調利用を併用しながら学校教育活動を行うようなことを学校に指導していくというふうに考えています。

それから、十分な距離を保てる場合でもマスク着用、それから、熱中症対策、この辺のところをどのように考えているのかということでございますので、熱中症対策の観点からマスク着用の点につきましては、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときは外したり、片耳だけにかけてりするというを自身の判断で適切に対応できるよう指導しているということで御答弁申し上げます。

それから、児童生徒自身にその判断ができるのかということについては、教職員が児童

生徒の体調の変化をよく観察して安全管理を行うことが重要でありますので、その点を引き続き学校へ指導していくことで御答弁申し上げます。

次、5ページをお願いいたします。

森康哲議員から、体育館へのエアコン設置ということでございまして、従来から、体育館の構造上、エアコンの設置は困難であるとしてきておりまして、このたび、文科省も、断熱性能が既存の体育館は確保されていないので、本体の建て替えなどに併せて空調設備を設置するということがありますので、現状では困難ということをお答えしております。

それから、次が、公明党の森智子議員から、ヤングケアラーの現状と支援についてということで、実態把握について御質問を頂戴しました。この御質問については、ヤングケアラーの可能性のある家庭、あるいは支援が必要な家庭にはスクールソーシャルワーカーを派遣して調査をし、ヤングケアラーの早期発見、それから、関係部署、児童相談所との連携で必要な支援につなげていきたいということで御答弁申し上げます。

それから、次が、荒木議員から、コロナ禍における女性の負担軽減についてということで、学校における生理の貧困への支援体制、あるいは生理用品が必要だと声を上げられない児童生徒へのサポートという視点で御質問をいただいております。これについては、生理用品を学校に配置しておるんですけども、養護教諭がその当該の本人と関わりながら、その子の真の困り感を捉えて、その後の適切な支援につなげるということを狙いにしているということで、普段から担任から小まめな声かけをしていくということでもあります。一人で悩みなどを抱え込むことなく、周囲に相談できる力をつけさせていただきたいというふうに考えてございます。

6ページをお願いいたします。

谷口周司議員から、GIGAスクール構想についてということで、学校での活用、家庭での活用、それから、今後への期待ということでいただいております。学校での活用は、令和2年度までに配備をしております、今年度から本格的にその活動を始めているところであるのと、家庭での活用については、家庭で使用する際にはフィルタリングをかけて有害な情報を制限するというのと、あるいはコロナ禍における出席停止とか学級閉鎖の場合に、タブレットを家庭に渡してオンライン学習を行っている。あるいは、併せて不登校の児童生徒に対してもタブレットを活用して学びの保障を行っているということでお答えをしております。今後につきましても、他部局のアプリなどがありますので、新たな活用の可能性も探っていきたいということでお示しをさせていただきます。

それから、次に、井上進議員から、不登校生徒を救うために市ができることということで、校内ふれあい教室の現状と、設置できていない学校の生徒へのケア、あるいは、併せて小中一貫校の検討について御質問いただいております。これについては、昨年度通級した42人のうち28人に好ましい変化が出ているという状況でございますとか、あるいはふれあい教室を設置していない学校では、別室登校による支援を行っているということでお答え申し上げます。

それから、一貫校については、既に教員の乗り入れ授業とか小学校高学年の一部教科担任制など小中連携を深めておりまして、今後も、学びの一体化において円滑な接続ということをしながらか組を進めていきたいとしてございます。

それから、7ページをお願いいたします。

7ページは、後藤純子議員から、まず、フェムテックについてということでございまして、フェムテックといいますのは、生理や妊娠、更年期障害など女性特有の健康課題を技術、テクノロジーで解決することを目指すことという意味でございまして、性に関する指導の中に月経前症候群とか乳がん、子宮がんを盛り込んでいってはどうかというような御質問とか、体の悩みを産婦人科医に相談できる環境の整備が必要であるということをお聞きいただいております。この点については、小中学校共に保健体育科の授業で性やがん予防、あるいは発達段階に応じた指導を行っているということでございます。相談体制につきましては、令和元年度から産婦人科医などを外部講師として各校に派遣する事業を行ってきており、産婦人科医が相談できる存在であるということをお伝えしております。専門家自身の言葉で講演会の際に話していただいているということで、より支援を求めればよいという言葉をお伝えする、その側面を表してきております。

それから、もう一点、VR・ARアプリについてということで、市内の文化財などにこういった視点を取り入れられないかということで御質問を頂戴いたしました。祭りが中止になったり、遺跡、あるいは旧四郷村役場などの文化財を知ってもらうための活用で御質問をいただいております。これについては、既に久留倍官衙遺跡公園においてVRやARの活用ができないかの研究を始めているところでございます。一方で、四日市の文化財のホームページ上では、既に御池沼沢植物群落などで写真とか動画、一部はVRの技術を使って配信しております。また、小中学校でもタブレットが配備をされましたので、こういったところでの活用も広がっていくことが期待をされます。新たなVR・ARの研究を今後とも進めていきたいというところでお答え申し上げます。

次、8ページをお願いいたします。

8ページは、工事請負契約の締結についてということでございまして、これは、予定価格が1億5,000万円以上の工事については契約事案として議会にお諮りをするようなものでございまして、今回、旧笹川西小学校の解体工事を議案として上げたものでございます。

ここで、今日お配りをさせていただきましたA3の両面の資料を御覧になっていただきたいと思っております。真ん中に再編素案と書いてあるんですけども、旧笹川西小学校が、ちょうど再編素案の左側の位置で、見ていますと、住宅地であるとかテニスコートであるとか交流施設、右側が、運動施設、子育て施設、飲食施設ということで、既存の笹川西公園とテニスコートを併せて、この辺一帯を再編しようという計画を都市整備部が中心になって進めてきておる、そんなような素案でございまして、裏面を見ていただきますと、その配置をA案、B案、C案と、置く場所を移動しながらこの辺一帯を今後再整備していこうというような案がございます。その中で、教育委員会では、今回、笹川西小学校の解体工事の議案を御説明させていただきました。

9ページを御覧になっていただきますと、このところで1人の議員から幾つか御質問を頂戴しておりまして、解体工事が行われることで避難所がなくなるということを中心配、工事を延期できないのかということ。

それから、再編計画の住民説明会で話が進まないというふうなことをここに書いています。これは、実は、5月にそもそも説明会を開催する予定であったんですが、コロナ禍ということで7月4日に延期をされて、その直前でこういった御意見をいただきました。

それから、④のところでは、連合自治会に説明に行っていますので、役員とか議会に対してだけでなく、近隣住民を含めた地域の住民の方に説明をして意見を聞いてほしいということと、体育館がなくなると避難所がなくなるので、代替の施設がない。どこか対応できるのかということで御質問を頂戴しました。

それから、⑤、⑥については、都市整備部長、それから、危機管理監に御出席をいただきまして、住民意見の聞き取りと避難所施設の確保について考え方を御説明させていただきました。

10ページをお願いいたします。

10ページにつきましては、他の議員から御意見をいただいたところではありますが、2

番目の議員以降は、この議案については工事の契約の議案であるので、そのことについて肅々と議論を進めるべきということで御意見を頂戴したというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○葛西教育長 6月の一般質問、多くの議員が質問されましたが、これは極めて現在の社会問題、あるいは学校教育における課題を取り上げて、非常に細かなところまで御質問いただいたという受け止めをしています。その中で、我々としては、できるだけことは、現在のこの課題についても対応していくという姿勢を見せた答弁になっているのかなと思います。

もう一方、笹川西小学校、これが既に笹川東小学校と西小学校が統合されて笹川小学校になりました。笹川西小学校がもう現在使われていない。教育委員会は、この笹川西小学校の建物、体育館を教育としては使う予定は今のところない。ですから、もうこれは市の一般の財産として扱ってもらうという姿勢であります。ところが、一般の財産にずっと送ってしまうと、現在、笹川西小学校の体育館で地域の方がスポーツ開放をされて、使ってみえる。それが使えなくなるということで、まだ教育委員会が教育財産として所有して、そして、使っていただけるようにしていた。ところが、この再開発の計画を進めていく必要があるために、いよいよもうこの取壊しということで解体をするということになったわけです。それで、現在、教育委員会が教育財産として持っているので、解体の仕事を教育委員会で請け負うという位置になっています。

ところが、ここに書かれているように、1つは、避難施設の問題。工事が済んで新しく建物ができたら、3年後、4年後にはそこを避難施設にすればよい。今よりもいい条件になります。ただ、工事中は、避難施設がないじゃないか、それはどうするんだという声への対応。それから、あと、工事にかかって幾つか、現在の計画ではなくて、私たちの意見も聞いてほしいという意見が出ておって、今後それらを調整していくということになります。その第1段階の話という捉え方をしていただけるかなと思っています。

いかがでしょう。何か御質問等おありになりましたら、よろしく願います。よろしいですか。

○伊藤委員 教育長が今おっしゃいましたように、質問の内容は本当に今の直面している教育課題に関わることなんです。1つは、ヤングケアラーというのを2人質問されているんですが、いわゆる文部科学省であったり、厚労省であったり、調査結果を発表した。このときに、中学生ぐらいでは5.7%ぐらいいるんじゃないかというふうな数値も出て

いたので、それで考えると、いわゆる一般的な1学級に2人ぐらいいてもおかしくないのではないかということにもなってくるというふうなことを考えると、これについてはかなり注目していかなくちゃならないなというふうに思っています。対応については、ここに書かれているように、説明、周知もしていただいているようですけども、現実、各学校がつかんでいる状況で、何か分かっていたり課題であったりというふうなことをまた紹介していただけるものがありましたら。

ただ、自分も、過去、学校に勤務していたときに、まさしくヤングケアラーという子がおりまして、そのときはこんな名前はなかったので、その子はお母さんの介護をしております、そのときにこういうふうなネットワークの中でその子を支援していくような形が取られていたのかというのは、非常に、やっぱり反省も含めて気になるところです。児童委員も含めて地域の人も巻き込んで話はおつたんですけども、なかなか厳しい状況があったのを覚えています。

2つ目は、荻須議員が、水泳の授業で、ここに言われておるのは、正常に行われている学校と2時限授業を2回だけとするこの格差ということを言われているんですが、実際に、今、コロナ対策を取った中での授業となると、従来どおりには当然いかない。密を避けるために施設の使い方も変わってくるでしょうし、授業の仕方も当然変わってくる。入れる人数も、前のような調子にはいかないということになってくると、考えてみると、大規模校については非常に困る状況が出てくるというのはすごく分かるというか。絶対的な時間数というか、施設と人数の関係が厳しいというのは予想できるんですが、実際、どんなふうな状況で、いろいろ工夫していただいているところとか、現状でどうなのかというところで分かるところがありましたら、教えていただけたらなと思います。

以上です。

○葛西教育長 ヤングケアラーの全体像と、それから、個別の事例、それから、水泳にかけて大規模校は非常に難しいと。これについても調査も行っておりますし、対応についてもいろいろ情報収集もしておりますので、指導課長からお願いします。

○小林指導課長 まず、ヤングケアラーの件ですが、昨年度からヤングケアラーという言葉が出てきて、4月ほどから新聞でもこの言葉をたくさん見かけるようになったということで、5月の校長会から、今までの生徒指導報告にヤングケアラーというような言葉も含めて、家族の介護、それから、いろいろな支援で学校に出てこれない人の調査を行いました。十数名上がってきたという中で、中には、私らが把握していなかったものとして、

外国人の方が、通訳なんかで保護者の方についていかなければならないとか、欠席が多い場合には今まで自分らが想定していなかった部分もこれは入るんじゃないかという報告があるようです。学校には情報がないんです。

今後も、今回、この議会の中で2件、本来、もう一件、違う議員からヤングケアラーということで質問があったんですけども、重なるということでなくなった分もあるんですけども、ここについては今後も重視しながら、改めて課題を洗い出す中で、こども家庭課等ほかの機関とも連携しながらこの課題については当たっていかなければならないなど思っております。あと、福祉関係の課とも連携する中で、何が必要なかというような辺りについても、今後、対応していく次第でございます。

それから、続いて、水泳授業についてということで、先ほど御指摘のあった2時間のみというような辺りで、伊藤議員がおっしゃられるように、大規模の学校は回数が減っています。というのは、規定の中で、2メートル、プールの中でも空けて指導できるような対応を取れというようなことでいきますと、それと、更衣室、ここの密を避けるように。例えば、今まででしたら、男子更衣室、女子更衣室にみんなが入って着替えておったと思います。しかしながら、いろいろ更衣するところも約2メートル間隔を取った中で密を避けてやれるようにというような形でガイドラインを出しました。その結果、服を着替えるのに時間がかかる。更衣室だけでは無理な場合は違う部屋も使うということで、更衣も含めて、2時間かけて1時間の授業を行うというような大規模校が出てきました。それで全部の学級を回そうと思うと、どうしても6月、7月の中で1学級につき2時間というような学校が出てきました。

逆に、小規模の学校ですと、2メートルといっても、元から二十何人ぐらいの単学級というような学校については、今年度、今まで以上に晴れ間が続いたので入っているというような状況になります。

ですので、今回については、とにかく体験を止めない。プールを中止にするかどうかというのも、実際やっぱり協議させていただきました。教育長ともお話を進める中で、体験を少ない時間でもいいのですこと自体に意義がある。そして、水泳については、命を守る、水の中で浮くとか、そういう体験も大事にしながら今回やっていただく。ですので、学校にとってもなかなかその時間を生み出すのは難しいとかいうような御意見もあったんですが、実際始まってみると、子どもたちは喜んで、本当に時間は短かったけれども、水泳できたこと、これには意味があったかなというような御意見もたくさんいただいています。

す。

○葛西教育長 ヤングケアラーの問題については、例えばこういう事例があります。やはり、ふだんから学級の中で、この子の家庭状況等を担任は把握していますから、折に触れて家庭訪問をする。そこで、やはり、この子は大丈夫かなという心配を担任がすると、それをスクールカウンセラーに伝えます。スクールカウンセラーが、その子とのカウンセリングの中で、心のケアを含めてしっかり話を聞いていく。スクールカウンセラーが、この子の家庭状況はこんな状況で、この子はこんな役割を担っているんだということに気づきますと、それを今度はスクールソーシャルワーカーに伝えます。そして、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして、そこで保護者から事情を聞き取る。たまたまその家庭は、既に行政、福祉から支援を受けていまして、そして、その担当者とスクールソーシャルワーカーが話をし、今後この家庭についてはこういうやり方で見守っていきましょう、支援をしていきましょうと。一方、子どもの心のケアについてはスクールカウンセラーがきちっと見ていきましょうという役割分担をして子どもを支えていくという事例がありました。

子どもは、今後、スクールソーシャルワーカーが、ヤングケアラー、虐待等も含めて核になるかなと思っています。ですから、今まで、スクールソーシャルワーカーは、中学校の拠点校に配置するという事で増やしてまいりました。それから、教育委員会から派遣するという両方のやり方でやっていました。主に虐待、それから、不登校関係、それから、学校と家庭のトラブルに対応していただいたわけですが、ヤングケアラーの観点からも、今後もより一層スクールカウンセラーを充実させていくということで、そういう点はしっかり強調していきたいなと思っています。

一方、水泳指導ですけれども、今年、多くの学校で2時間単位で1単位という授業にしました。通常、大体、小学校で10時間程度、水泳指導をする予定になっています。ただ、天候のことがありますから、いつも必ず10回というわけではないんですけれども、今年は、大規模校については、2時間単位ということもあるんですけれども、3回から4回が平均的。今回ここに取り上げられた学校については2回しかできなかった。それはなぜかといえば、非常に学級数が多いということと更衣室の関係で、やはりプールには1学級しか入れなかった。通常、高学年プールで1学級、低学年プールで1学級で2学級が並行で入れる。ところが、今回は、学級の人数が多いところについては1学級だけにしておいたほうがいいんじゃないかという配慮があって1学級しか入れなかった、あるいは更衣室が

なくて1学級しか入れなかったというところが出てきました。

来年度に向けて、四日市の学校の中には、高学年プールで1学級、低学年プールで1学級入れている学校もあります。だから、それらを検証して、それができるのであれば、同時に2学級入ることができる。

それから、2回しかできない学校については、来年度、更衣する場所が増えます。教室が増設されます。それに伴って、もう既に校長とは、来年はこの倍はいけるとい話もしております。

一つ一つの学校の状況を把握して、公教育として、やはり一定、同じ回数ができるようにしていく。それでもできない場合は、大規模については民間のプール、これをやっぱり委託も考えてやるべき時期が来ているかなということで、指導課では検討に入ってもらっています。そういう状況です。

○伊藤委員 ありがとうございます。

5 閉会

○葛西教育長 よろしいでしょうか。それでは、次回のことについて、教育総務課長から説明願います。

○杉本教育総務課長 次回でございます。7月21日水曜日、9時30分から教育懇談会ということで、第4回の教育施策評価委員会をお願いしたいと思っております。場所はこちらでございます。

また、今後の予定でございますが、来月、8月の予定を、当初御案内させていただきました計画から変更をお願いしたいと思います。

当初、8月11日水曜日、教育懇談会、それから、翌週の8月18日、定例会ということで御案内をさせていただいておったんですけども、これを入替えさせていただきたいと思っております、11日水曜日を定例会、それから、18日水曜日が懇談会ということでお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○葛西教育長 以上をもちまして、令和3年第9回教育委員会会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時12分 閉会